

第2次 薩摩川内市総合計画

参 考 資 料

第2次薩摩川内市総合計画策定経過	144
薩摩川内市自治基本条例(抜粋)	145
第2次薩摩川内市総合計画策定体制	146
薩摩川内市自治総合審議会規則	147
薩摩川内市自治総合審議会委員名簿	148
自治総合審議会諮問及び答申書	149



第2次薩摩川内市総合計画策定経過

No.	実施時期	内 容	備 考
1	平成25年3月	市民アンケート調査	〔対象者〕 市民:3,000人 地区コミュニティ協議会長:48地区
2	平成25年11月	まちづくり意見交換会	〔実施ヶ所〕 11会場
3	平成26年3月	薩摩川内市自治基本条例の一部を改正する 条例の制定	3月議会定例会
4	平成26年7月	自治総合審議会へ基本構想(案)を諮問	
5	平成26年7月	基本構想(案)のパブリックコメント実施	〔実施期間〕 7/ 4～31
6	平成26年8月	自治総合審議会から基本構想(案)の答申	
7	平成26年9月	基本構想(案)の上程	9月議会定例会
8	平成26年10月	自治総合審議会へ前期基本計画(案)を諮問	
9	平成26年10月 ～11月	前期基本計画(案)のパブリックコメント実施	〔実施期間〕 10/ 14～11/ 12
10	平成27年1月	自治総合審議会から前期基本計画(案)の答申	
11	平成27年3月	基本構想(案)の議決	3月議会定例会
12	平成27年3月	基本計画(案)の決定	

薩摩川内市自治基本条例(抜粋)

平成20年9月26日

条例第41号

改正 平成26年3月28日条例第10号

〈 抜 粋 〉

(総合計画の策定等)

第27条 市は、総合的な市政経営の指針として長期的な展望に立った計画(以下「総合計画」という。)

を、この条例の趣旨に則して、策定しなければならない。

2 総合計画は、薩摩川内市の目指すべき将来像としての基本構想及びこれに基づく基本計画で構成するものとし、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとする。

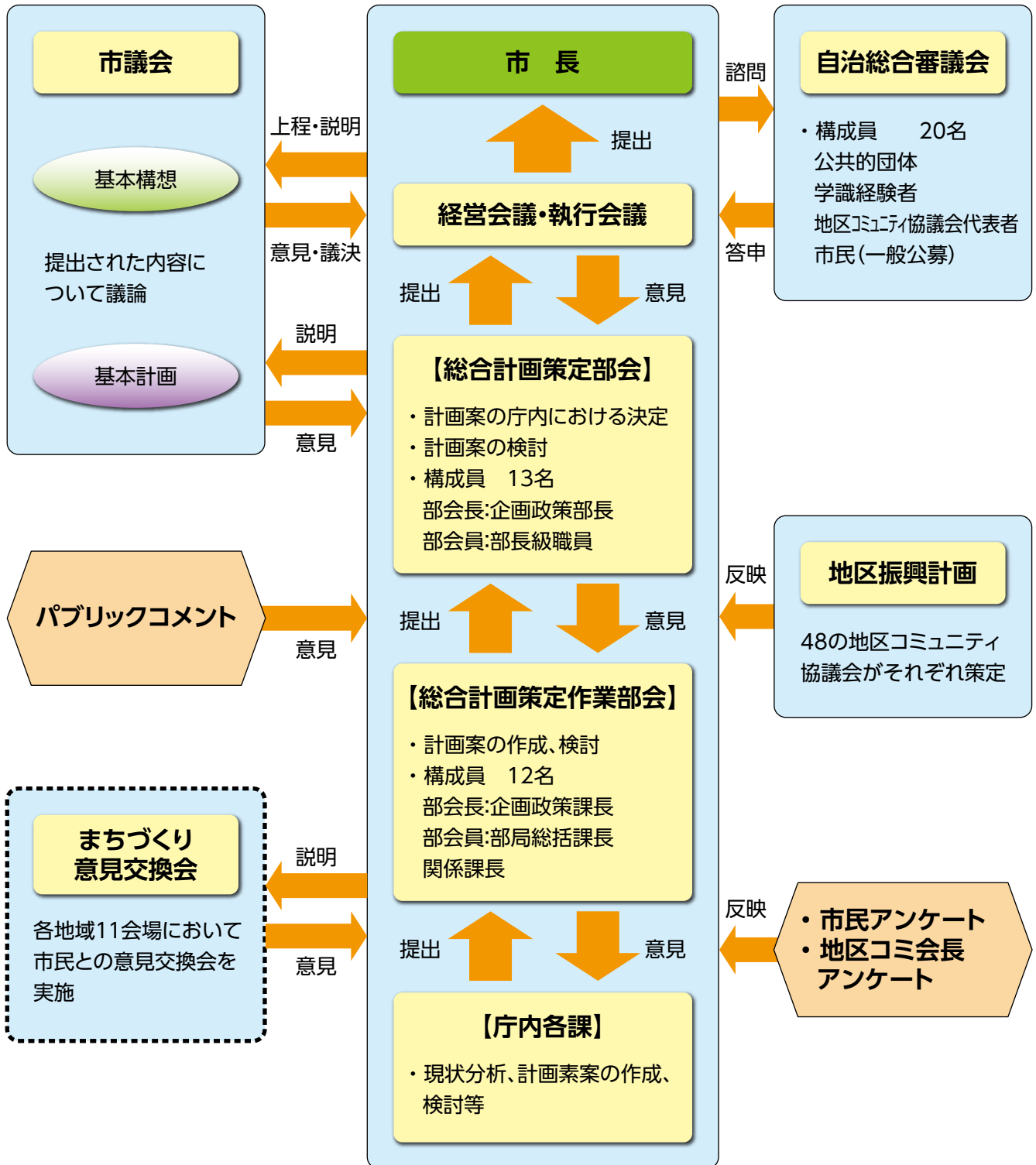
3 市は、総合計画を策定する際は、地区振興計画を尊重するものとする。ただし、広域的な観点等から調整を必要とする場合は、この限りでない。

4 市の行う施策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合計画に則して、実施しなければならない。

5 市は、行政分野ごとの計画を策定する際は、総合計画との整合を図らなければならない。

6 市は、持続可能な財政構造の確立を図り、効率的かつ効果的な政策を展開するために、健全で自立性の高い安定した財政運営を行わなければならない。

第2次薩摩川内市総合計画策定体制



薩摩川内市自治総合審議会規則

平成16年10月12日
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市の附属機関に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第38号)第3条の規定に基づき、薩摩川内市自治総合審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体の役員及び職員
- (2) 学識経験者その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、諮問に係る答申が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長に事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要と認める場合に会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会の審議事項を専門的に審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、必要と認める場合に部会長が招集する。

(顧問)

第7条 必要がある場合には、審議会に顧問若干人を置くことができる。

(意見陳述)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成20年12月25日規則第51号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後、最初に招集される審議会の会議は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成26年11月1日規則第33号)

この規則は、平成26年11月22日から施行する。

薩摩川内市自治総合審議会委員名簿

区分	団体等名称	役 職	委員氏名	備 考
市内の公共的団体の役員及び職員	川内商工会議所	副会頭	荒木 貞夫	
	公益社団法人川内青年会議所	理事長	中間 則行	～ H26.2.9
			芹ヶ野 裕史	H26.2.10 ～
	甕島漁業協同組合	代表理事組合長	本 一春	
	北さつま農業協同組合	監事	武元 栄	
	薩摩川内市女性団体連絡協議会	副会長	西 幸子	
	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会	会長	◎今別府 哲矢	
	NPO 法人薩摩川内市体育協会	副会長	大六野 貞雄	
	薩摩川内市文化協会	会計	大重 照代	
	薩摩川内市教育委員会	委員長	○三本 伴子	
	薩摩川内市商工会	理事	坊野 好伸	
	可愛地区コミュニティ協議会	会長	下藺 史朗	～ H26.12.31
	上手地区コミュニティ協議会	会長	別府 明秀	
	長浜地区コミュニティ協議会	会長	下野 千代男	
学識経験者	国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所	所長	足立 辰夫	～ H26.10.7
			加治 賢祐	H26.10.8 ～
	鹿児島県北薩地域振興局	局長	萩 亮	
	鹿児島純心女子大学	副学長・教授	影浦 攻	
市長が必要と認める者	公募委員		岩城 慎二	
	公募委員		岩元 文一	
	公募委員		湯崎 ヤエ子	
	株式会社薩摩川内市観光物産協会	専務取締役	福村 信哉	

◎会長、○副会長

自治総合審議会諮問及び答申書(基本構想)

薩企政第731号

平成26年7月1日

薩摩川内市自治総合審議会

会長 今別府 哲矢 殿

薩摩川内市長 岩切 秀雄

第2次薩摩川内市総合計画基本構想(案)について(諮問)

第2次薩摩川内市総合計画基本構想を策定するため、別紙基本構想(案)について、薩摩川内市自治基本条例及び薩摩川内市の附属機関に関する条例の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成26年8月21日

薩摩川内市長 岩切 秀雄 殿

薩摩川内市自治総合審議会

会長 今別府 哲矢

第2次薩摩川内市総合計画基本構想(案)に対する意見について(答申)

平成26年7月1日に諮問されました第2次薩摩川内市総合計画基本構想(案)について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、審議会として、課題を正確に捉え、簡潔でわかりやすい計画とするとともに、少子・高齢化によって人口減少社会を迎えるにあたり、市民一人ひとりが安心して暮らせる地域社会の実現へ向けた取組みを推進されることを要請します。

(別紙)

1 基本構想(案)に関する事項

- ・ 本計画は、市政の経営指針であると同時に、市民向けの文書でもあるので、行政用語やカタカナ語については、他の言葉へ置き換え、やむを得ない場合は脚注を付するなど、市民にわかりやすい文章を検討されたい。
- ・ 本市の特徴をよく分析され、「強み」を生かしてどのように課題に向き合い、本市をどのようなまちにしていくのかを市民にわかりやすくイメージできるよう工夫し、将来へ向けて「強み」を前面に押し出して、夢と希望の持てる計画とされたい。
- ・ 本市の現状と課題で示した都市機能の分担を踏まえて、市域の構成イメージが市民にしっかり伝えられるよう工夫するとともに、情報化社会の中にあって、どの地域においても等しく情報を享受できるような環境整備への取組みについて表現されたい。
- ・ 少子・高齢化対策や地域経済の活性化対策など国の政策動向を注視しつつ、地域としての課題をより適切に表現されたい。
- ・ 市民・地域・行政がまちづくりを担う主体であることを、より明確に示されたい。

2 基本計画の策定や取組みの方向性の検討の際に配慮していただきたい事項

- ・ 若年者の意見把握に努めると同時に、市民が市政に関心を持ち、積極的に参画できるような仕組みを検討されたい。
- ・ 人口減少が進む中、産業や地域の担い手の育成・確保は喫緊の課題であるので、積極的な取組みを検討されたい。
- ・ 地域特有の資源を生かした様々な交流による地域の活力創出のため、今後もPR活動を積極的に展開されたい。
- ・ 人口減少を少しでも緩和するため、本市独自の特色ある取組みを検討されたい。
- ・ 市民・地域・行政の役割分担については、少子・高齢化や人口減少、世帯構成の変化など、社会環境の変化によって、暮らしや地域力の課題等への取組みが求められると思料されるので、それぞれの地域に応じた対応を執られたい。
- ・ 市民の所得向上は、あらゆる政策分野に直結する課題であるので、具体的な取組みを検討されたい。
- ・ 市職員の資質と政策形成能力の向上を図り、本計画や事業の的確な実施に努めるとともに、教職員や保健師等の専門職についても、市民の信頼に応えられるよう資質向上に努められたい。
- ・ 小・中学校の再編については、コミュニティや地域文化のあり方に深く関わる問題であるため、将来の方向性を示すとともに、地域住民と十分にコミュニケーションをとり、理解を得ながら、地域との連携のあり方について検討されたい。

自治総合審議会諮問及び答申書(基本計画)

薩企政第1393号

平成26年10月8日

薩摩川内市自治総合審議会

会長 今別府 哲矢 殿

薩摩川内市長 岩切 秀雄

第2次薩摩川内市総合計画前期基本計画(案)について(諮問)

第2次薩摩川内市総合計画前期基本計画を策定するため、別紙前期基本計画(案)について、薩摩川内市自治基本条例及び薩摩川内市の附属機関に関する条例の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成27年1月28日

薩摩川内市長 岩切 秀雄 殿

薩摩川内市自治総合審議会

会長 今別府 哲矢

第2次薩摩川内市総合計画前期基本計画(案)に対する意見について(答申)

平成26年10月8日に諮問されました第2次薩摩川内市総合計画前期基本計画(案)について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、審議会として、市民に対して簡潔でわかりやすい計画づくりに努め、「人と地域が躍動し 安心と活力のあるまち 薩摩川内」の実現へ向けて努力されることを要請します。

(別紙)

政策1 【健康・福祉】健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

- ・ 住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、在宅医療の充実へ向けて取り組まれるとともに、いつでも、どこでも適切な医療サービスが受けられるよう、交通手段の確保策を検討されたい。
- ・ 子どもを安心して産み、育てられる環境を整えるため、出産への動機付けから、女性の社会進出も含めた多様なニーズへの対応をより一層充実されたい。
- ・ 特に福祉行政については、市民・地域・行政の役割分担と施策の内容をわかりやすく伝えられる取り組みを検討されたい。
- ・ 高齢者が元気で生きがいを持って生き生きと生活するため、高齢者の活動等に一層の支援を検討されたい。

政策2 【生活環境】快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

- ・ 災害に遭遇した際に迅速な行動がとれるよう、日頃より市民に啓発を図られたい。
- ・ 環境基本計画をはじめとする市の環境に対する取組内容について、環境美化推進員やリサイクル員などへ周知を図り、環境やごみ問題に関する市民意識の向上に努められたい。
- ・ 快適な生活空間の形成のため、河川の浄化や生活排水対策に取り組まれたい。
- ・ 川内川市街部改修に併せ、川内川の河川空間を有効活用した市民に親しまれる水辺空間の創出について積極的に検討されたい。

政策3 【産業振興】地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり

- ・ 広く市民に六次産業化の意義を浸透させ、消費者ニーズを踏まえ、本市の特性を活かした六次産業化を積極的に推進されたい。
- ・ 地域資源を掘り起こし、情報を積極的に発信するなど、市民と一体となってシティセールスに努められたい。
- ・ ふるさと納税について、歳入の確保という観点のみならず、特産品等の情報発信や産業振興という観点からも、積極的な活用を検討されたい。

政策4 【社会基盤】安全性と利便性の質を高めるまちづくり

- ・ 災害時に的確な情報を迅速に提供できるよう、通信基盤整備に努められたい。
- ・ 南九州自動車道インターチェンジへのアクセス道の整備とともに、周辺地区の活性化も図られたい。
- ・ 中心市街地の形成や川内駅東口市有地の利活用、区画整理事業等は市民の関心も高いので、様々な手法や可能性を検討し、一定の見通しを樹立されたい。
- ・ 川内港利活用策の一つとして、国内外のクルーズ船の誘致等を検討されたい。

政策5 【教育文化】次世代を担う人と文化を育むまちづくり

- ・ 小・中学校の再編については、適正な児童数等、市の考えを示しながら、地域住民と十分にコミュニケーションをとり、理解を得ながら進められたい。
- ・ 地域に誇りと愛着を持っていただくため、類似性のある歴史文化を持つ地域との交流や、積極的な情報発信等を図られたい。
併せて、地域文化の振興を図るため、観光振興と連携し、地域文化の担い手育成を図る仕組みづくりを推進されたい。

政策6 【地域経営】市民みんなで考え、行動するまちづくり

- ・ 少子・高齢化や人口減少、世帯構成の変化などにより、地区コミュニティ協議会をはじめとする自治組織等の状況も変化しつつある。人口に応じた組織のあり方を検討し、それぞれの地域に応じた施策を検討されたい。
- ・ 男女共同参画社会への理解を深めるとともに、女性の意欲や能力を養う研修制度等の構築を図り、様々な場面で女性が参画しやすい環境づくりに努められたい。
- ・ 蘭牟田瀬戸架橋開通後の甑島地域の一体的な行政運営や地域経営のあり方については、住民の議論を促し、理解を得ながら、早急に検討を進められたい。
- ・ 公共施設の配置や統廃合については、効率性の観点からも議論を加速させ、早急に取り組みを進められたい。
- ・ 財政が厳しい状況の中であって、歳入の確保策については、新たな財源の検討も含め積極的に取り組まれるとともに、事業の選択と優先度に基づき、効率的な財政運営に努められたい。

全体的・横断的事項

- ・ 成果指標を設定し、目標の達成状況を勘案しながらまちづくりを進めることは重要なことであり、設定の考え方や伝えるべき情報などを明確にし、よりわかりやすく記述されたい。
- ・ 成果目標値の記載について、矢印の表記についても数値化できないか検討されたい。
- ・ 本市の特徴を生かしてどのように課題に向き合い、本市をどのようなまちにしていけるのかを市民にわかりやすくイメージできるよう工夫し、市民・地域・行政の役割分担のもと、将来像に向かって意識を共有し、まちづくりに取り組めるような環境づくりに努められたい。
- ・ 人口減少や高齢化により、集落活動の維持も困難になっている状況を踏まえ、施策を検討されたい。